

5 今後のスケジュール(予定)

項 目	令和7年 11月配分	令和7年 12月配分	令和8年 1月配分	令和8年 2月配分	令和8年 3月配分	令和8年 4月配分	令和8年 5月配分
市町村へ提出	9月上旬	10月上旬	11月上旬	12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
利用権設定日	令和7年 11月30日	令和7年 12月31日	令和8年 1月31日	令和8年 2月28日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 5月31日

注1) 書類提出期限は、市町村担当課に早めに確認してください。 注2) 上記以外の配分月を希望される場合は、相談窓口にご相談ください。

県内の相談窓口 ～お近くの相談窓口をご利用ください～

- 【事務関係】 公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395 (富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】 富山県農林水産部農業経営課経営体支援係 TEL 076-444-3266

市町村名	担当課名	電話番号	関係機関	電話番号
富山市	農政企画課	076-443-2081	富山市担い手育成総合支援協議会	076-443-2081
高岡市	農業水産課	0766-20-1308	高岡地域担い手育成総合支援協議会	0766-20-1308
魚津市	農林水産課	0765-23-1032	魚津市農業再生協議会	0765-23-1032
氷見市	農林畜産課	0766-74-8086	氷見市担い手育成支援協議会	0766-74-8086
滑川市	農林課	076-475-1443	滑川市担い手育成総合支援協議会 公益財団法人 滑川市農業公社	076-475-1443 076-476-0285
黒部市	農業水産課	0765-54-2603	黒部市農業再生協議会	0765-54-2603
砺波市	農業振興課	0763-33-1427	砺波市農業再生協議会	0763-33-1427
小矢部市	農林課	0766-67-1760 (内線 421)	小矢部市担い手育成総合支援協議会	0766-67-1760 (内線 421)
南砺市	農政課	0763-23-2020	南砺市農業再生協議会	0763-23-2020
射水市	農林水産課	0766-51-6677	射水市農業再生協議会	0766-51-6678
舟橋村	住民生活課	076-464-1121 (内線 45)	舟橋村地域担い手育成総合支援協議会	076-464-1121 (内線 45)
上市町	産業課	076-472-2503	上市町担い手育成総合支援協議会	076-472-2503
立山町	農業委員会事務局	076-462-9972	立山町地域担い手育成総合支援協議会	076-462-9972
入善町	がんばる農政課	0765-72-3821	公益財団法人 入善町農業公社	0765-74-9370
朝日町	農林水産課	0765-83-1100		

農地中間管理事業を農地を貸したい方農地を借りたい方利用しましょう!

農地中間管理事業はこんな仕組みです!

農地中間管理事業は、法令に基づき農地中間管理機構（(公社)富山県農林水産公社）が、所有者から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を考えている担い手農家に貸し付ける制度です。

◆令和7年4月から農地中間管理事業等の制度が変わりました。◆

- 地域の話し合いに基づく地域計画(目標地図)等に則り、農地の貸借を行います。
- 利用権設定等促進事業(いわゆる相対契約)は、令和7年4月以降、農地中間管理事業に統合され、新規契約や更新契約ができなくなりました。農地中間管理事業をご利用ください。
- 貸借期間は、原則3年以上に緩和されています。

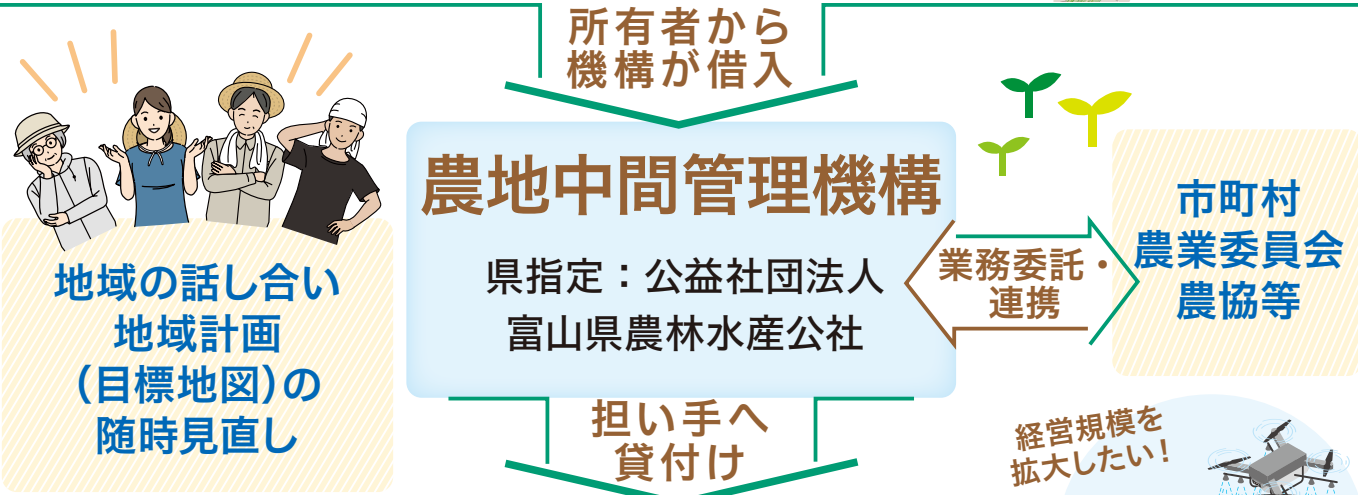
農地を貸したい出し手のメリット

農地中間管理機構が責任をもって農地を預かるので安心

賃料は、機構から出し手の口座へ確実に振り込まれるので安心

認定農業者等の担い手が耕作するので安心

契約期間が終わったら農地をお返すので安心
●引き続き貸し付けることもできます。



農地を借りたい担い手(受け手)のメリット

長期の農地借り入れで安定した営農

賃料の支払いは、機構ひとつにまとまり便利

農地の集約化で、農作業が効率化



農地中間管理事業を利用するメリット

1 令和7年度 機構集積協力金

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金が交付されます。
(1)地域集積協力金、(2)集約化奨励金の重複交付は可能です。

交付対象地域

地域計画が策定されている区域

(1) 地域集積協力金 (集積を図る「地域」への支援)

交付要件 (1) 以下の①・②のいずれか一方の要件を満たすこと

- ① 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること
- ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積が10%以上増加すること

(2) 農地中間管理機構への貸付等総面積に占める1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積が10%以上であること

交付単価

区分	機構の活用率(累積)		交付単価(農作業委託) [10aあたり]
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	28,000円(14,000円)
2	———	80%超	34,000円(17,000円)

注1 中山間地域とは、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域。(旧市町村別)

注2 過去に交付を受けた地域で再度申請する場合には、前回の交付単価区分より上の区分で取り組む場合に交付。

■ 交付対象面積

- 貸付面積(貸付期間6年以上)
- 農作業委託面積(基幹3作業以上を10年以上)

■ 機構の活用率(累積)

機構への貸付総面積+農作業委託面積
地域の農地面積

(2) 集約化奨励金 (集約化を図る「地域」への支援)

農地中間管理機構からの転貸又は農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して、奨励金が交付されます。

交付要件 目標年度までに「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること(①ーイまたは②ーイ)

① 一般タイプ

ア 地域内の農地を農業者ごとに団地化する取組を支援

イ 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積を増加

ウ 目標年度:事業実施年度の2年度後

② 受け皿準備タイプ

ア 受け手が位置付けられていない農地を団地化することで、農地を引き受けやすくする取組を支援

※一般タイプと一体的に実施

イ 目標地図において受け手が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積を増加 ※中山間地域の場合は0.5ha

ウ 目標年度:事業実施年度の3年度後

交付単価

区分	団地面積の割合	①一般タイプ(農作業受託)	②受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	10,000円/10a (5,000円/10a)	5,000円/10a
区分2	20ポイント以上増加	30,000円/10a (15,000円/10a)	15,000円/10a
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		

■ 交付対象面積

新たに団地化(増加)した

- 転貸面積
- 農作業受託面積(基幹3作業以上)

2 遊休農地解消対策事業

地域計画の区域内で受け手が位置付けられていない農地に限ります

担い手へ転貸するため、機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行う事業です。

対象農地 ● 草刈り、耕起等の簡易な整備で解消できる遊休農地

交付要件 ● 機構が10年以上、農地を借り受け、簡易な整備を行った年度から翌年度までに、貸し付けること

留意事項 ● 簡易な整備にかかる経費に対し10a当たり最大43,000円補助

※解消経費が43,000円/10aを上回った場合、超過分は農家負担

3 農地中間管理機構が借り受けた農地の固定資産税軽減措置

農業振興地域内の農地に限ります

交付要件 ● 機構が出し手の所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、10年以上の期間で、新たにまとめて借り受けた場合

軽減措置 ● 新たに機構が借り受けた農地に係る固定資産税を以下の期間は1/2に軽減(所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く)

・設定期間が10年以上15年未満⇒3年間軽減

・設定期間が15年以上⇒5年間軽減

適用期限 ● 令和8年3月31日の借り受け分まで

4 Q & A もっと、いろいろ教えて!

Q 1. どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか?

A 農地中間管理機構では、市街化区域を除く地域の農地が借り受けの対象となっています。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ① 地域の農地の集積・集約化が進むこと
- ② 再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③ 形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④ 貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと

Q 2. 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか?

A 地域ごとに作成されている「地域計画」等を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることとしており、知事の認可を受け貸し付けます。

Q 3. 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか?

A 機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。令和7年度の場合は、具体的には、

- ① 担い手からの賃料の徴収は11月10日に、
 - ② 出し手への賃料の支払は11月28日に行います。
- なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。